省　令

○経済産業省令第五十九号

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第七条第九項の規定に基づき、情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　藤井　裕久

情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令

情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第二号を次のように改める。

二　当該講座の修了認定の基準（当該基準に民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格を取得するための試験について経済産業大臣が告示で定めるものに限る。以下同じ。）が適切に定められていること。

第二条第六項第三号中「問題」の下に「又は免除対象科目を修了したかどうかを判定するために経済産業大臣が告示で適切であると認めた問題」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年経済産業省令第三十九号。以下「特定事業省令」という。）第二十五条第一項に規定された特例に関する措置の適用を受けている講座であって、経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）がその試験の実施に関する事務を行う場合にあっては、機構。以下同じ。）が提供する問題により修了認定に係る試験を行うもの及び経済産業大臣が適切であると認めた問題により修了認定に係る試験を行うものについては、この省令による改正後の情報処理技術者試験規則（以下「新規則」という。）第二条第六項に規定する免除対象科目を習得させることができるものとして経済産業大臣が認めたものとみなす。この場合において、新規則第三条第四項中「当該認定を受けた日」とあるのは、「情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成二十一年経済産業省令第五十九号）の施行の日」と読み替えるものとする。

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の特定事業省令第二十五条第一項に規定された特例に関する措置の適用を受けている講座（経済産業大臣が提供する問題により修了認定に係る試験を行うもの又は経済産業大臣が適切であると認めた問題により修了認定に係る試験を行うものに限る。）を受講する者で、平成二十一年十月一日から平成二十二年九月三十日までの間に修了した者が、当該講座の修了認定を受けた日から一年以内に基本情報技術者試験を受ける場合は、その申請により、免除対象科目についての試験を免除する。

（経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第三条　経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

告　示

○法務省告示第四百七十四号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十一年十月三十一日から効力を生ずる。

平成二十一年十月十四日

法務大臣　千葉　景子

長野県南佐久郡小海町長
大阪府河内長野市長
福島県石川郡石川町長
秋田県男鹿市長

○外務省告示第四百九十六号

昭和四十一年四月五日にロンドンで作成された「千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約」の締約国につき、平成二十一年九月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十一年四月二十一日外務省告示第二百三十三号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
アルバニア共和国	平成十五年五月三十日	平成十五年八月三十日
バーレーン王国	昭和六十年十月二十一日	昭和六十一年一月二十一日
ベラルーシ共和国	平成六年一月七日	平成六年四月七日
ベナン共和国	昭和六十年十一月一日	昭和六十一年二月一日
コモロ連合	平成十二年十一月二十二日	平成十三年二月二十二日
ドミニカ国	平成十二年六月二十一日	平成十二年九月二十一日
エチオピア連邦民主共和国	昭和六十年七月十八日	昭和六十年十月十八日
グルジア	平成六年四月十九日	平成六年七月十九日
グレナダ	平成十六年六月二十八日	平成十六年九月二十八日
グアテマラ共和国	平成六年九月五日	平成六年十二月五日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成十二年五月十七日	平成十二年八月十七日
カザフスタン共和国	平成六年三月七日	平成六年六月七日
ラトビア共和国	平成四年五月二十日	平成四年八月二十日
マラウイ共和国	平成十四年一月七日	平成十四年四月七日
マーシャル諸島共和国	昭和六十三年四月二十六日	昭和六十三年七月二十六日
モンゴル国	平成十五年三月三日	平成十五年六月三日
ナミビア共和国	平成十四年二月二十二日	平成十四年五月二十二日
ニカラグア共和国	平成六年二月二日	平成六年五月二日
ナイジェリア共和国	昭和四十三年十一月十四日	昭和四十四年二月十四日
パプアニューギニア	昭和五十一年五月十八日	昭和五十一年八月十八日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成十六年六月十一日	平成十六年九月十一日
セントルシア	平成十六年五月二十日	平成十六年八月二十日
ソロモン諸島	平成十六年六月三十日	平成十六年九月三十日
ツバル	昭和六十年八月二十二日	昭和六十年十一月二十二日
ザンビア共和国	昭和四十五年九月二日	昭和四十五年十二月二日